

【研究ノート】

地方自治体における再生可能エネルギー政策の現状と課題（その2）

——2013年調査結果と2015年調査結果の比較を通じて——

千葉大学大学院人文社会研究科公共政策専攻
関川 千恵美

1. はじめに

（要旨）

千葉大学大学院倉阪研究室では、震災や固定価格買取制度（以下「FIT」という。）などの制度面の整備により地方自治体の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）政策がどのように進展しているかを明らかにするとともに、地方自治体における再エネ政策の現状を把握し、再エネを普及推進していくための課題を抽出することを目的として、2011年4月（震災によって調査対象から除外した54市町村を除く1698市区町村に実施）、2013年2月及び2015年2月（全市区町村（東京23区含む1741市区町村）と全都道府県を対象に実施）に再エネ政策の現状について問う、地方自治体における再生可能エネルギー政策調査を実施した。

本稿においては、2011年調査、2013年調査及び2015年調査結果の比較について報告するとともに、地方自治体の政策が域内の再生可能エネルギー導入に影響を与えたかを明らかにするため、千葉大学大学院倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究所が、日本国内の市区町村別の再生可能エネルギーの供給実態などを把握する「永続地帯」研究により報告された市区町村のエネルギー自給率を用いた分析の結果についても報告する。

2011年調査時は東日本大震災直後であり、福島原子力発電事故問題をきっ

かけとして、社会の再エネに対する期待が非常に高まっていった時期である。2013年調査時は、FIT制度が導入されてから8ヶ月と日が浅く、本格的な再エネ導入は緒に就いたばかりの時期であったといえる。一方、2015年調査時点は、FIT制度導入から2年8か月以上経過しており、設備導入までのリード期間が短い太陽光発電については、FIT制度の効果が十分に見て取れる時期となった。

これら3つの調査の間の4年間に、市区町村における再エネ導入推進に関する政策がどのように変化していったかとその効果があったかどうかについて、本稿において明らかにしたい。

2. 研究の背景

20世紀後半、地球温暖化に関する研究が進んでいく中で、低炭素社会の構築が全地球的な喫緊の課題と認識されるようになり、現在に至るまで、その対策として様々な政策が実施されてきている。国は、新エネルギーは二酸化炭素を排出しない、もしくは排出してもカーボンニュートラルであるとして、その導入促進を図るため、新エネルギー特別措置法やRPS法などの促進策を打ち出すが、一方で、2010年6月に決定されたエネルギー基本計画において、2030年までに電力に占める原子力発電の割合を53%にすると盛り込むなど、エネルギー政策の軸を原子力発電においてきていた。

他方、地方自治体においては、低炭素社会の構築という観点から普及啓発的に実施される例や、地域活性化という観点から観光資源的に実施される例など再生可能エネルギー導入促進のための施策が講じられてきたが、本格的な導入には至らなかった。

このような状況を急転換させたのは、東日本大震災を原因とする福島原子力発電所事故問題（以下「原発問題」という）と2012年7月に開始された再生可能エネルギー電力におけるFITであった。

原発問題により、多くの国民が原子力に頼らない電力を強く求めるようになった。また、特に産業界に損害を与えることとなった計画停電は、電力の需

要地から遠く離れた特定の地域で集中的に電力を発電し、各需要地に送電するという電力供給システムの脆弱性を浮き彫りにし、地域で使う電力を地域で賄うための地域分散電源の必要性を社会が認識する契機となったのである。再エネは各地域域内で調達が可能であり、原子力発電所のような社会に危害を加えるリスクは低く、発電中における二酸化炭素の排出はゼロもしくはニュートラルであることから、地域分散電源として非常に適しており、再エネに対する社会の期待が非常に高くなっていった。

また、FITの開始は再エネ事業の事業採算性を確保し、再エネの普及を後押しすることとなった。本稿執筆時点（2016年1月）で、FIT開始から3年以上が経過し、発電に関する再エネ設備の増加数は大きいものとなった。現時点で、国（資源エネルギー庁）が公表しているデータ¹によると、FIT開始から2015年9月末時点までの新規稼働設備の容量は2,365万kWとなっている。

上述したとおり、再エネは地域分散電源に適しており、域内で材を調達し域内で利用するほうがコスト的に優位となるため、その普及や導入促進については地方自治体が主役となって施策を講じていくほうが効果的であると思われる。実際に、いくつかの地方自治体は再エネ事業に関して独自の取り組みを実施している。例を挙げれば、地方自治体における「屋根貸し太陽光事業」²、「再エネによるエネルギー自給率100%の取り組み」³、自治体による「地域新電力の取り組み」⁴などがある。

そこで、地方自治体における再エネ政策の現状を把握し課題を抽出するために、2011年4月、2013年2月と2015年2月に、地方自治体を対象に再エネ

¹ 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト (http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)

² 学校、庁舎、ホール等の公共施設の屋根を、太陽光発電事業のために民間事業者に貸し付けるもの。政策的判断により屋根賃料を免除する例（例：長野県飯田市）もあるが、一般的には、賃料を徴収する例が多い。

³ 岩手県葛巻市の「エネルギー自給のまち」に係る取り組みが有名である（渡部2011）。山梨県においても「2050年までにクリーンエネルギーによるエネルギー100%自給」を目指し、そのロードマップを平成25年4月に策定した。（<http://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/chisanchishou.html>）

表1 調査対象数と回答率

	都道府県			市区町村		
	調査対象数	回答数	回答率	調査対象数	回答数	回答率
2011年				1,696	804	47.4%
2013年	47	47	100%	1,741	1,055	60.6%
2015年	47	46	98%	1,741	1,068	61.3%

(出典) 筆者作成

政策の現状について調査を行った。回答数等は表1のとおりである。

2011年調査は、国内の全市区町村（1747市町村、2011年4月1日時点）を対象として、郵送またはEメールによる調査票の送付によって実施する計画であったが、東日本大震災によって行政機能が大きな被害を受けたと考えられる地域は除外することとし、災害救助法適用地域のうち総務省による職員派遣が行われた51市町村を調査対象外とした。よって、最終的に調査票を送付したのは1696市区町村である。

2013年調査は、市区町村については、回答数は1055（回答率60.6%）であった。なお、1055のうち17の回答については市区町村名が無記名であり、人口規模別集計にはカウントしていない。

都道府県については、回答数47（回答率100%）であった。全都道府県から回答を得るために電話・メールなどで働きかけを行うとともに、調査結果と各都道府県ホームページに掲載されている情報に相違点がある都道府県については、個別に問い合わせを行い、調査時点を2013年3月末時点として、調査内容を補充した。

2015年調査は、都道府県未回答県（1県）の内容を補うため、当該県のホー

⁴ 自治体が民間事業者と連携して新電力を創設し、自治体が所有する発電設備により発電した電力を自らの公共施設等に供給するスキームを特徴とする。群馬県中之条町において全国で初めて創設された（2013年9月10日）。他にもいくつかの自治体で実施されており、大阪府泉佐野市の「泉佐野電力」（2015年10月8日、市と民間企業との共同出資にて設立）や山形県の「やまがた新電力」（2015年9月29日、県と民間企業との共同出資により設立）がある。

ムページから得られる内容を回答の一部として補充した。（補充できたのは、後述する導入目標値設定状況と目標値項目のみについてであり、それ以外については46都道府県の調査結果について述べることとした。）

本調査では、地方自治体の再エネ政策について、導入目標値の設定の有無や項目の内容、再エネ促進のために独自に行っている政策の内容、政策を行うにあたっての問題点は何か、再エネ政策において市区町村及び都道府県はどのような役割を担うべきと考えるか、再エネ政策を所掌する組織体制はどうなっているのか等について尋ねた。調査の対象とした再エネ利用は、住宅用太陽光発電、事業用太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱発電、バイオマス発電、温泉発電、太陽熱利用、温泉熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用 その他の再生可能エネルギーの13項目である。（2011年調査はこの限りではなく、調査内容が異なっている。）

本稿においては、2011年、2013年及び2015年調査における同様な調査項目の回答について比較するとともに、都道府県調査結果と市区町村調査結果を分析することにより、都道府県の政策が市区町村へどのような影響を与えたかについて考察し、さらに、地方自治体の政策が再エネ導入に影響を与えたかについても分析する。

なお、2011年調査については馬上（2013）⁵、2013年調査については関川（2014）⁶、2015年調査については関川（2015）⁷において調査結果などについて報告しているので、そちらを参照されたい。

3. 市区町村調査結果比較と考察

3-1 市区町村が行う個別政策について

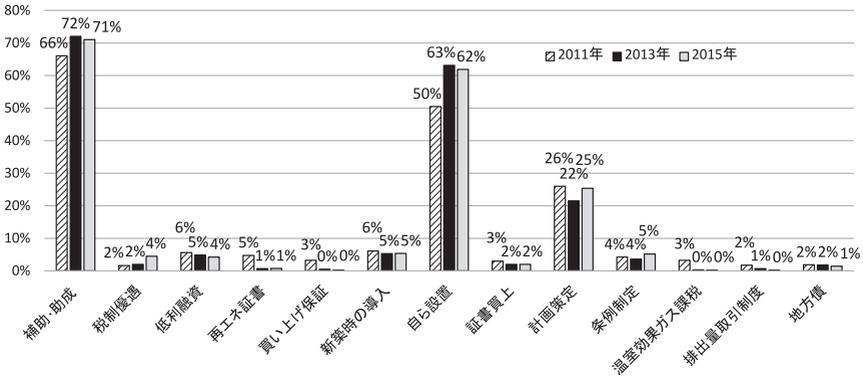
2015年調査においては、回答市区町村の71%（以下、特にことわりのない限り、回答市区町村に対する割合とする）にあたる759団体が再エネ設備導

⁵ 『公共研究』9(1): 190-206

⁶ 『公共研究』11(1): 229-271

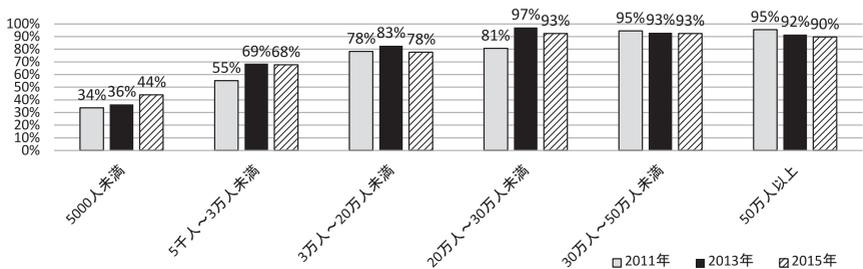
⁷ 『人文社会科学研究』(31): 154-166

図1 独自に実施している再エネ政策の推移



(出典) 千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

図2 人口規模別再エネ導入補助・助成の状況



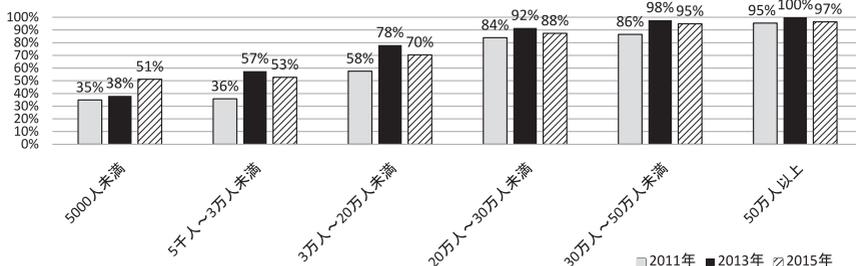
出典：千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

入に対して補助・助成を行っており、62%にあたる661団体が再エネ設備を自ら設置している。補助・助成については、2011年調査と比較して2013年調査では、補助・助成と自らの設置が増加しているが、2015年調査では減少した。一方、税制優遇については、2011年は13団体、2013年は21団体、2015年は48団体と調査ごとに増加している。(図1)

さらに、実施率(回答市区町村数÷実施していると回答した市区町村数)が比較的高い、補助・助成、自ら設置、計画策定について人口規模別にみても。

まず、補助・助成についてであるが、人口規模が大きくなるほど、実施率が

図3 人口規模別再生エネ設備の自治体自らの設置状況



（出典）千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

高くなっている一方、2015年には減少傾向にある中で、人口5千人未満の自治体のみ、年ごとに増加傾向となっていた。（図2）

これは、多くの自治体が補助・助成の対象としている住宅用太陽光発電⁸について、当該人口規模の自治体は中山間地域に多く、一般的に人口流入が減少しているといわれる中で、太陽光発電設置費用が割高となる既築住宅が多く、FITだけではなく行政としてのこ入れが必要であることも一因であると考えられる。

自らの設置についても、補助・助成と同様な傾向がみられ、人口規模5千人未満の自治体のみ、各年増加傾向にあった。（図3）

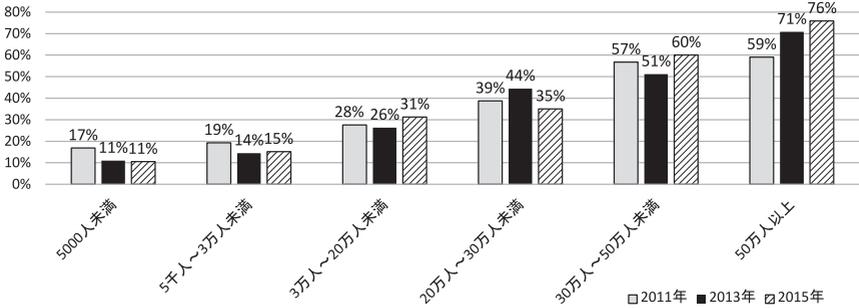
行政計画策定については、人口3万人未満（いわゆる村や町の規模）の自治体においては、策定率が2割程度と、策定が進んでいない状況である一方、人口50万人以上のいわゆる政令市規模の自治体は7割以上であり、計画策定が進んでいる状況であった。（図4）

3-2 再エネ施策を実施するうえでの課題

再エネ政策を実施していく上での課題の推移についてまとめたものが図5である。2015年において、財源不足が課題であると回答した市区町村は回答市

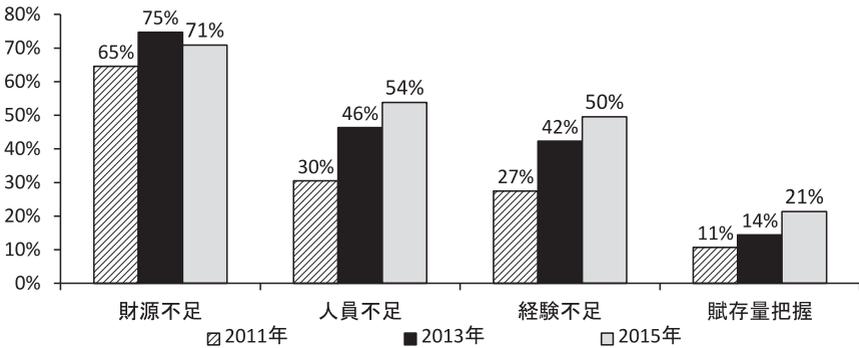
⁸ 関川（2015）は、2013年超結果において、63.7%の市区町村が住宅用太陽光発電を補助・助成の対象していると報告している。（『公共研究』11(1)：237）

図4 人口規模別再エネに関する行政計画の策定状況



(出典) 千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

図5 再エネ施策を実施するうえでの課題

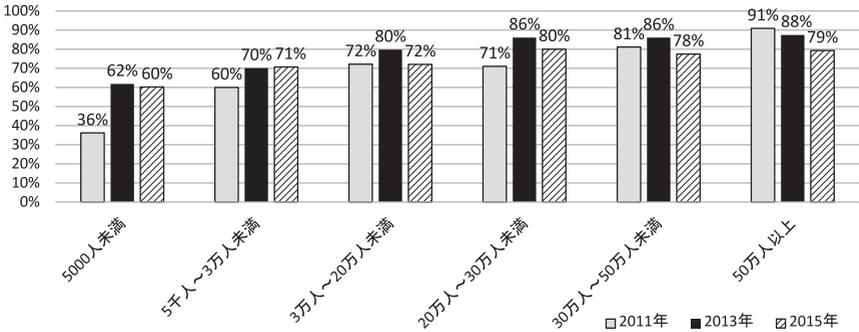


(出典) 千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

区町村の71%にあたる757団体、人員不足は54%にあたる577団体、経験不足は50%にあたる531団体であった。人員不足、経験不足、賦存量把握については、年々増加しているのに対し、財源不足は2011年と2013年を比較すると10ポイント増加しているが、2015年では2013年に比べ4ポイント減少した。(図5)

さらに、課題であると回答した自治体の割合が多かった、財源不足、人員不足、再エネ賦存量の把握が困難、について人口規模別にみても。

図6 再エネ施策を実施するうえでの課題



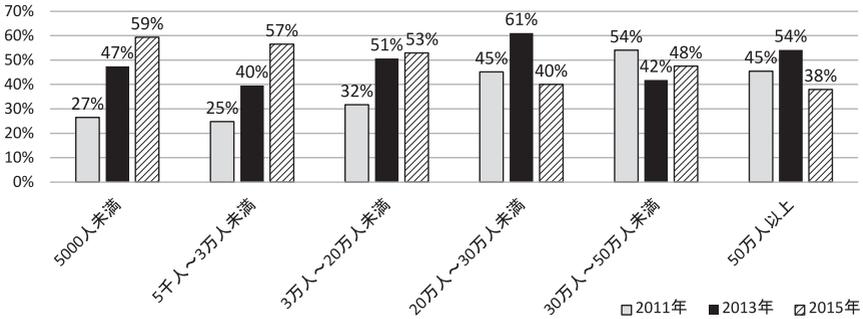
（出典）千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

まず、財源不足については、人口3万人未満（いわゆる村や町の規模）の自治体においては、財源不足と回答した自治体の割合が増加傾向にあった。これは、3-1 市区町村が行う個別政策において述べたが、補助・助成を実施している割合が全体的に減少傾向にある中で、当該規模の自治体は実施率が増加傾向にあり、その財源を確保しなければならないことが、財源が不足していると捉える一因であると考えられる。（図6）

また、人員不足については、人口20万人以上の、いわゆる中核市以上の自治体は、人員不足が課題であると回答した割合が減少傾向にあるが、人口3万人未満の規模の自治体は増加傾向にあった。本調査の中で、再エネ担当課の職員配置状況についても問うているが、2015年は2013年に比べ、全体的に専任・兼任職員数が増加しているが、特に、人口20万人以上の自治体は専任職員の配置が増加しており、このことが人員不足を課題と捉える自治体の割合の減少につながったと考えられる。（図7）

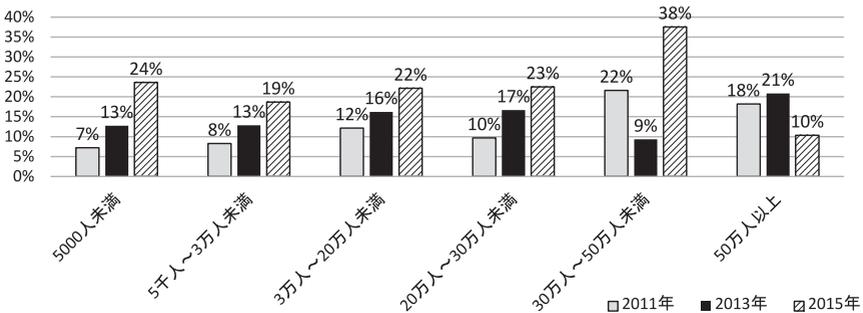
再エネ賦存量の把握が困難と回答した自治体の割合は、全体的に増加傾向にあるが人口50万人以上のいわゆる政令市規模の自治体は2015年に減少に転じた。（図8）

図7 再エネ施策を実施するうえでの課題 (人員不足)



(出典) 千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

図8 再エネ施策を実施するうえでの課題 (再エネ賦存量の把握)



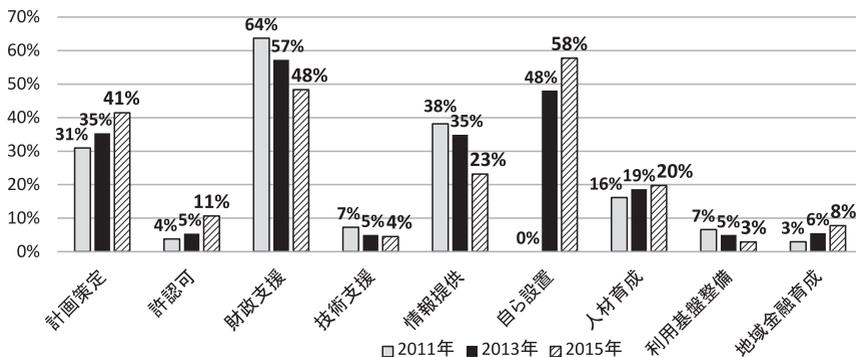
(出典) 千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

3-3 再エネ導入促進における市区町村の役割について

2015年調査においては、自治体自らの設置については回答市区町村の58%にあたる616団体が、財政支援は48%にあたる516団体が、計画策定については41%にあたる442団体が市区町村が自らの役割と認識している。

2011年調査と比べると、財政支援が16ポイント減少する一方で、計画策定が10ポイント増加している。財政支援のポイントが大きく減少したのは、FITが普及し、財政支援を市区町村自らの役割とみなさなくなったことが原因の一つと考えられる。

図9 再エネ導入促進における市区町村自らの役割



（出典）千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

なお、自治体自らの設置については、2011年調査の質問項目とはなっていないため、2011年のポイントは0となっている。（図9）

さらに、計画策定について人口規模別にみでみる。

人口50万人以上の自治体を除き、計画策定を市区町村の役割であると認識している市区町村の割合が増加している中で、人口20万～30万人未満の自治体の2015年の回答割合が68%と他の人口規模の自治体と比較して突出して高い割合となっている。（図10）

3-1 個別計画の計画策定の項目では、計画を策定していると回答した当該規模の自治体の割合が31%であり、計画策定を市区町村の役割として認識しているが、実際には計画策定が進んでいない状況が見て取れた。（図4）

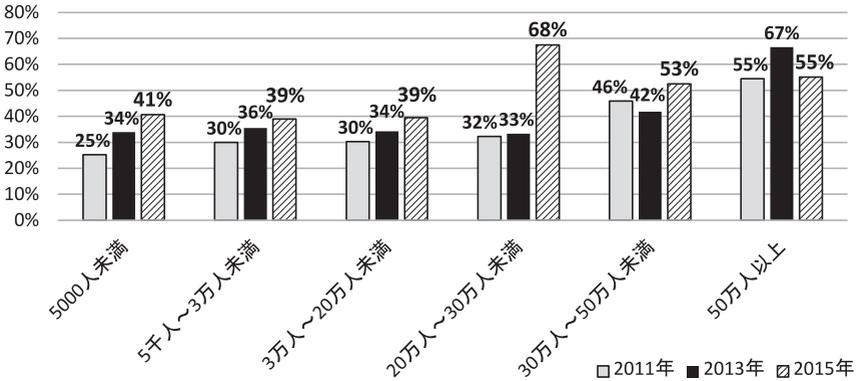
4. 都道府県調査結果と市区町村調査結果の比較

4-1 都道府県個別の政策の市区町村政策への影響について

都道府県が実施する個別政策と当該エリアにおける市区町村の個別政策の実施率の相関について相関係数をまとめたものが表2である。

すべての個別政策について、相関の高い数値はなく、ある施策について、都

図10 人口規模別再生エネ導入促進における市区町村自らの役割 (計画策定)



(出典) 千葉大学倉阪研究室 地方自治体における再生可能エネルギー政策に関する調査

道府県の実施と市区町村の実施は関係性が低いということが見てとれた。

このことは、相関係数で見ると限りではあるが、県の実施する施策の市区町村施策への波及効果が低いという状況を表しているといえる。

4-2 都道府県の実施する施策の域内エネルギー自給率に対する効果

永続地帯 2013年版報告書における各県のエネルギー自給率⁹を用いて、都道府県の実施する施策が域内のエネルギー自給率に与える影響度について、ダミー変数を用いた重回帰分析を用いて分析した結果が、図11である。

目的変数をエネルギー自給率とし、説明変数を都道府県が実施している再生エネ施策のうち、導入目標値の有無、補助・助成制度の有無、税制優遇策の有無、低利融資の有無、都道府県自らの設置、市区町村への支援施策(財政支援・人的支援、再生エネ情報提供、地域への広報)とした。説明変数はすべて定性的内容であるためダミー変数とした。

図11によると、推定係数はすべて小さく、上記の施策はすべて、エネルギー

⁹ 域内の民生・農林水産用エネルギー需要を再生可能エネルギーでどれくらい賄っているかを表す割合

自給率への貢献度が低いことが明らかとなった。

5. 市区町村個別政策のエネルギー自給率に与える影響

5-1 市区町村個別施策（補助・助成、税制優遇、低金利、行政計画策定、条例制定）が域内エネルギー自給率に与える影響

市区町村が行う再エネ施策が域内のエネルギー自給率に影響を与えているかどうかを明らかにするために、2011年調査において実施率が比較的高かった、補助・助成、税制優遇、低金利融資、行政計画策定、条例制定について、実施なしと回答した市区町村の2013年調査における回答と2011年と2013年のエネルギー自給率（永続地帯2013年報告書による）の差の相関関係を見ることとした。その結果が、表3である。

5施策全てについて、域内エネルギー自給率への影響がないあるいは低いということが明らかとなった。5施策のうち、補助・助成、税制優遇、低金利融資は、再エネ導入時に得られるメリットであり、施策効果が短期間で現れるとともに、再エネ導入へのインセンティブとなり得る施策であるが、エネルギー自給率に対しての影響はほとんどないということが明らかとなった。（表3）

表2 県の施策と市区町村の実施率との相関

	2013年	2015年
設置補助	0.160	-0.087
税制優遇	0.269	0.190
低利融資	-0.124	-0.158
債務保証	-0.044	-0.040
公有貸出	0.077	0.080
民屋根幹旋	0.378	-0.162
民有地幹旋	0.205	-0.149
証書支援	-0.077	-0.080
熱買上保証	0.000	0.000
建物配慮	0.098	0.157
自ら設置	0.097	-0.093
証書買上	-0.057	0.100
計画策定	-0.116	-0.027
条例制定	0.073	-0.014
熱導管整備	-0.082	-0.046
ゾーニング	-0.090	0.068
温暖化税	0.000	-0.026
排出量取引	-0.094	-0.048
地方債	0.329	0.445

（出典）筆者作成

図11 都道府県施策を説明変数とし、域内エネルギー自給率を目的変数とした重回帰分析結果

回帰統計	
重相関 R	0.610410704
重決定 R2	0.372601228
補正 R2	0.198323791
標準誤差	0.048203406
観測数	47

分散分析表

	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	10	0.04968	0.00497	2.137977437	0.04668
残差	36	0.08365	0.00232		
合計	46	0.13333			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%	上限 95.0%
切片	0.08013	0.05319	1.50662	0.1406329	-0.0277	0.188	-0.0277	0.188	0.12159
X 値 1	0.01855	0.02057	0.90216	0.372966079	-0.0232	0.06026	-0.0232	0.06026	0.05412
X 値 2	0.02102	0.01819	1.15547	0.255507826	-0.0159	0.0579	-0.0159	0.0579	0.05703
X 値 3	0.00143	0.01589	0.08967	0.929047746	-0.0308	0.03366	-0.0308	0.03366	0.03366
X 値 4	0.08421	0.02767	3.04349	0.004350704	0.0281	0.14033	0.0281	0.14033	0.13974
X 値 5	-0.0209	0.02181	-0.9574	0.344745324	-0.0651	0.02335	-0.0651	0.02335	0.0234
X 値 6	-0.0282	0.02047	-1.37549	0.177478859	-0.0697	0.01336	-0.0697	0.01336	0.01232
X 値 7	0.00977	0.01186	0.82365	0.415559515	-0.0143	0.03381	-0.0143	0.03381	0.03101
X 値 8	-0.0578	0.03639	-1.5875	0.121150475	-0.1316	0.01603	-0.1316	0.01603	0.01427
X 値 9	0.01066	0.01987	0.53676	0.594732793	-0.0296	0.05096	-0.0296	0.05096	0.04733
X 値 10	-0.0242	0.05648	-0.4287	0.67072329	-0.1388	0.09034	-0.1388	0.09034	

(出典) 筆者作成

5-2 市区町村における再エネ導入促進に係る補助・助成制度と再エネ導入量の関係

市区町村が補助・助成の対象としている再エネ種別のうち住宅用太陽光発電、事業用太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用において、補助制度の有無と再エネ種別のエネルギー供給量との相関について分析を行った。

分析の手順は、2013年調査において、再エネ種別に「補助・助成あり」と回答した市区町村の回答を県別に集計し、永続地帯2013年版報告書における県別再エネ種別エネルギー供給量との相関係数を算出した。

表3 市区町村個別政策と域内エネルギー自給率との相関

補助・助成	0.046
税制優遇	-0.032
低金利融資	-0.045
行政計画策定	-0.066
条例制定	-0.024

（出典）筆者作成

表4 補助・助成制度と再エネ供給量の相関

住宅太陽光発電	0.076
事業太陽光発電	-0.105
風力発電	-0.105
小水力発電	-0.074
地熱発電	-0.014
バイオマス発電	-0.007
太陽熱利用	0.082
地中熱利用	0.058
バイオマス熱利用	0.052

（出典）筆者作成

その結果、すべての種別について、相関が低いもしくは負の相関となり、市区町村が行う補助・助成制度は単年度で見ると、再エネ導入促進に寄与していないという結果となった。（表4）

6. まとめ

本稿においては、2011年調査、2013年調査及び2015年調査結果の比較を行うとともに、都道府県施策が市区町村施策へ与える影響も取り上げてきた。2013年調査時は、FIT制度が導入されてから8ヶ月と日が浅く、本格的な再エネ導入は緒に就いたばかりの時期であったといえる。一方、2015年調査時点は、FIT制度導入から2年8か月以上経過しており、設備導入までのリード期間が短い太陽光発電については、FIT制度の効果が十分に見て取れる時期となった。

この4年間に、太陽光発電事業に対して、民間企業の参入が進み、設備容量は大幅に増加していった。そのことにより、一部地域においては、電力会社が送電線への接続を入札制度により決定するという事態も生じた。

このような状況の中、3回にわたる本調査により、人口規模が小さい、いわゆる村や町の自治体はいわゆる市以上の規模の自治体と比べ、再エネ導入促進のための個別施策の実施が進んでいないことや、再エネ促進のための施策を実施していく上で財源が不足していると感じていることが明らかとなった。一般的に言って、人口規模の小さな自治体は中山間地域に所在する場合が多く、過疎・高齢化の進展や税収源となる産業が少なく、税収＝財源規模の小さい場合が多い。国は、再エネ施策において、FITの創設により再エネ導入に関する各種補助制度を縮小しており、財政規模の小さな自治体は、再エネ施策を実施するにあたり独自の財源を調達せざるを得ない状況であり、財源が不足していると感じるに至ったのではないかとと思われる。

また、都道府県が実施する再エネ促進のための施策や市区町村に対する支援策と市区町村の実施する再エネ促進のための施策との間には、ほとんど相関がないということも明らかになった。ただし、本分析は、単年度において行ったものであり、都道府県の実施する市区町村への支援策のすべてが実施年度内に効果を生じさせるものではなく、人材育成などは、効果が生じるまでに時間を要すると考えられるため、さらなる分析が必要である。

なお、本稿では述べなかったが、2013年調査と2015年調査を比較すると、導入目標値の設定が進んだことや、再エネ関連所属の職員の配置を手厚くする傾向があること等、再エネの重要性を再認識することとなった3.11東日本大震災から4年以上経過したが、自治体の再エネ政策は後退していないと見て取れる結果となっている。

また、市区町村において、補助・助成の対象となる再エネ種別については、太陽光発電が縮小し、温泉発電やバイオマス発電が増加しており、これは、ベースロード電源になり得るため有望な電源であるが、リード期間が長いことや、初期コストが大きいことから導入が進まない再エネに対する導入促進策へとシフトしていった、ということや、域内で材（木質チップ等）を調達することにより林業振興につながる木質バイオマス発電などより地域活性化につながる再エネの導入を、自治体が志向するようになった、ということによると考えられる。

しかし、本稿では、自治体の実施する再エネ促進施策は、再エネ導入促進にほとんど寄与していないと指摘しているが、自治体の実施する施策全てが実施とともに効果を生じさせるとは限らず、例えば、補助・助成のように実施期間と導入時期がほぼ同一となる施策もあれば、行政計画策定や条例制定のように、効果が徐々に生じるものもあるため、さらなる分析が必要であることも述べておく。

一方、国においては、FITの実施により、太陽光発電偏重となってしまった再エネ導入状況の是正や、再エネ付加金の増加を抑制し国民負担を低減させることを目指し、FITの見直しに着手している。再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書¹⁰（案）によると、制度見直しの目的を、「エネルギーミックスを踏まえた電源間でバランスの取れた導入促進」、「国民負担の抑制のためコスト効率的な導入を促進」「電力システム改革の成果を生かした効率的な電力の取引・流通を実現」の3点とし、そのために事業用太陽光発電については入札制度を導入することにより導入数を制限することや、リードタイムが長く、初期投資額の大きい、地熱発電や小水力発電などの電源の導入を拡大させるために、規制改革や補助制度等も含めた初期投資への支援を実施することなどが盛り込まれている。

今後、地方自治体は、国が示す再エネ導入促進への政策を上手く活用しながら、各自治体の状況に合わせた、自治体独自のより効果の高い再エネ個別政策を実施していく必要があり、国の動向を注視していくとともに、どのような政策が必要であり、求められているのか、さらに明らかにしていきたいと思っている。

また、本稿は3回にわたる調査結果をもとにした考察であったが、時系列的な要素を加味した分析は行っておらず、単年度の分析結果の報告にとどまってしまった。今後、パネルデータ分析等の手法を活用して、面的・時系列的分

¹⁰ 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（第6回）配布資料（経済産業省ウェブサイト） http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/saisei_kanou/006_haifu.html

析を行い、都道府県が実施する再エネ導入促進政策の市区町村が実施する同政策への影響、都道府県の市区町村への支援施策の効果、都道府県や市区町村の実施する再エネ施策の再エネ導入への影響度などについて、公表されている別の再エネに関する調査結果も含め、分析を行い、再エネの普及促進と自治体の政策展開の関連について考察を深めていく予定である。

(参考文献)

資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」

「都道府県別導入・認定量 (平成27年9月末現在)」

http://www.fit.go.jp/statistics/contents/B_city201408.xls (2016年1月8日)

山梨県エネルギー局エネルギー政策課 (2013)『やまなしエネルギー地産地消推進戦略～「エネルギーの地産地消」実現に向けたロードマップ～』

<http://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/chisanchishou.html> (2015年7月4日)

岩手県葛巻町 (2005)『省エネルギービジョン H16.2』

<http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/images/library/File/kanky04kanene/h15-vision.pdf> (2015年7月4日)

「やまがた新電力設立総会」朝日新聞 DIGITAL (2015年9月30日)

<http://www.asahi.com/articles/ASH9Y3R1LH9YUZH001.html> (2016年1月21日)

渡部喜智 (2011)「【東日本大震災復興に向けて】再生可能エネルギー活用の歩みを進める岩手県・葛巻町」農林中金総合研究所 随時発信レポート

河藤佳彦 (2010)「酪農地域における経済活性化に関する考察－岩手県岩手郡葛巻町の取組み－」『地域政策研究』(高崎経済大学地域政策学会) 12(4): 95

一般財団法人地域活性化センター (2014)『地域づくり (別冊) 平成25年度 地域活性化事例集』～再生可能エネルギーの導入と利活用～

http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/1_all/jirei/2014_energy/original/gunma.html (2015年7月4日)

横浜市 (平成25年2月)「平成24年度 泉区地中熱利用普及可能性調査報告書」

経済産業省ウェブサイト 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会 (第6回) 配布資料

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/saisei_kanou/006_haifu.html（2016年1月21日）

（せきがわ ちえみ）
（2016年2月20日受理）

*本稿は、地球福祉環境研究センターの「研究プロジェクト4 再生可能エネルギー普及に向けた政策的・技術的研究」に関わる研究成果である。（公共研究編集委員会）